

広島県公営企業管理規程第六号

広島県公営企業決裁規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年四月一日

広島県上下水道部長 川 西 隆 弘

広島県公営企業決裁規程の一部を改正する規程

広島県公営企業決裁規程（昭和四十二年公営企業管理規程第八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>広島県上下水道部決裁規程</p> <p>(総則)</p> <p>第一条 上下水道部長の権限に属する事務の決裁については、別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>一 決裁 上下水道部長又は知事の権限に属する事務の委任を受けた者（以下「受任者」という。）の権限に属する事務について、最終的に意思決定することをいう。</p> <p>二 専決 特定の事務について、常時上下水道部長又は受任者に代わつて決裁することをいう。</p> <p>三 代理決裁 上下水道部長、受任者又は専決をすることができる者（以下「決裁権者」と総称する。）が不在（欠けた場合を含む。以下同じ。）の場合に、決裁権者が決裁すべき事務について、一時決裁権者に代わつて決裁することをいう。</p> <p>四 課長 広島県上下水道部組織規程（昭和四十九年広島県公営企業管理規程第六号。以下「組織規程」という。）別表第一号の表職名の欄に掲げる課長をいう。</p>	<p>広島県公営企業決裁規程</p> <p>(総則)</p> <p>第一条 広島県公営企業の管理者（以下「管理者」という。）の権限に属する事務の決裁については、別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>一 決裁 管理者又は知事の権限に属する事務の委任を受けた者（以下「受任者」という。）の権限に属する事務について、最終的に意思決定することをいう。</p> <p>二 専決 特定の事務について、常時管理者又は受任者に代わつて決裁することをいう。</p> <p>三 代理決裁 管理者、受任者又は専決をすることができる者（以下「決裁権者」と総称する。）が不在（欠けた場合を含む。以下同じ。）の場合に、決裁権者が決裁すべき事務について、一時決裁権者に代わつて決裁することをいう。</p> <p>四 経営部長 広島県公営企業組織規程（昭和四十九年広島県公営企業管理規程第六号。以下「組織規程」という。）別表第一号の表職名の欄に掲げる経営部長をいう。</p> <p>五 課長 組織規程別表第一号の表職名の欄に掲げる課長をいう。</p> <p>六 企業団設立準備担当課長 組織規程別表第一号の表職名の欄に掲げる企業団設立準備担当課長をいう。</p> <p>七 上下水道システム企画担当課長 組織規程別表第一号の表職名の欄に掲げる上下水道システム企画担当課長をいう。</p> <p>八・九 (略)</p> <p>十 地方機関 組織規程第二条第二項に規定</p>

五・六 (略)

する地方機関をいう。

(経営部長)についての代理決裁の特例)

第五条 前条第一項ただし書の規定にかかわらず、経営部長は、事案が急施を要するときは、同項第二号又は第三号に掲げる場合においても、代理決裁することができる。

(経営部長、課長等の専決事項)

第八条 経営部長は、局長専決事項のうち、管理者の承認を得て指定するものについて専決することができる。

2| 課長は、所掌事務に関して、別表第一に掲げる事項について専決することができる。

3| 企業団設立準備担当課長及び上下水道システム企画担当課長は、その所掌に属する事務のうち、別表第一に掲げる事項について専決することができる。

4| 担当監は、課長の専決事項のうち、課長が管理者の承認を得て指定するものについて専決することができる。

5| 参事は、課長の専決事項のうち、課長が管理者の承認を得て指定するものについて専決することができる。

6| グループリーダーは、所掌事務に関して、別表第一に掲げる課長の専決事項のうち、軽易な事項について、課長が管理者の承認を得て指定するもの及び別表第二に掲げる事項について専決することができる。

7| 前各項の規定によりがたい場合は、課長は、管理者の承認を得て、専決事項を別に定めることができる。

第九条 (代理決裁権者及び代理決裁の順位)
(略)

決裁区分	第一順位者	第二順位者
管理者	経営部長	主務課長
経営部長	主務課長	企業総務課長
課長、企業団設立準備担当課長又は上下水道システム企画担当課長	課長、企業団設立準備担当課長又は上下水道システム企画担当課長があらかじめ指名する課員	

第三章 地方機関

(地方機関の長の専決事項)

(上下水道総務課長)についての代理決裁の特例)

第五条 前条第一項ただし書の規定にかかわらず、上下水道総務課長は、事案が急施を要するときは、同項第二号又は第三号に掲げる場合においても、代理決裁することができる。

(課長等の専決事項)

第八条 課長は、所掌事務に関して、別表第一に掲げる事項について専決することができる。

2| 担当監は、課長の専決事項のうち、課長が上下水道部長の承認を得て指定するものについて専決することができる。

3| 参事は、課長の専決事項のうち、課長が上下水道部長の承認を得て指定するものについて専決することができる。

4| グループリーダーは、所掌事務に関して、別表第一に掲げる課長の専決事項のうち、軽易な事項について、課長が上下水道部長の承認を得て指定するもの及び別表第二に掲げる事項について専決することができる。

5| 前各項の規定によりがたい場合は、課長は、上下水道部長の承認を得て、専決事項を別に定めることができる。

第九條 (代理決裁権者及び代理決裁の順位)
(略)

決裁区分	第一順位者	第二順位者
上下水道部長	主務課長	上下水道総務課長
課長	課長があらかじめ指定する課員	

第十一条 地方機関の長は、別表第三に掲げる事項について専決することができる。

(委任規定)

第十二条 地方機関の長の権限に属する事務の専決及び地方機関における代理決裁その他決裁にいたるまでの意思決定については、地方機関の長が管理者の承認を得て定める。

別表第一(第八条関係)

課長専決

一―五 (略)

六 個人情報保護の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)第八十二条第一項又は第二項の規定による保有個人情報の開示決定等、同法第九十三条第一項又は第二項の規定による保有個人情報の訂正決定等及び同法第一〇二条第一項又は第二項の規定による保有個人情報の利用停止決定等
七―三十七 (略)

別表第一(第八条関係)

課長専決

一―五 (略)

六 広島県個人情報保護条例(平成十六年広島県条例第五十三号)第十一条第一項又は第三項の規定による保有個人情報の開示決定等、同条例第二十四条第一項又は第二項の規定による保有個人情報の訂正決定等及び同条例第三十一条第一項又は第二項の規定による保有個人情報の利用停止決定等
七―三十七 (略)

別表第三(第十一条関係)

地方機関の長専決事項

- 一 広島県情報公開条例第七条第一項及び第二項の規定による行政文書の開示決定等
- 二 広島県個人情報保護条例第十一条第一項又は第三項の規定による保有個人情報の開示決定等、同条例第二十四条第一項又は第二項の規定による保有個人情報の訂正決定等及び同条例第三十一条第一項又は第二項の規定による保有個人情報の利用停止決定等
- 三 前二号に掲げる事項のほか、事務の内容が前二号に類すると認められるもの

附 則

この規程は、公布の日から施行する。